



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（農政経済課）…………… 2

告 示

- 騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課）……………24
- 振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課）……………24
- 騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部を改正する告示（環境保全課）……………25
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課）……………25
- 県道路線の認定（道路管理課）……………26
- 道路の区域の決定（道路管理課）……………26
- 西原・与那原マリパークの利用料金の承認（港湾課）……………26

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………28

訓 令

- 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）……………28
- 沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（行政管理課）……………32
- 沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（保健医療政策課）……………40
- 沖縄県立看護大学島しょ・へき地地域包括ケアシステム構築支援嘱託員設置規程を廃止する訓令（保健医療政策課）……………41
- 沖縄県立農業大学校嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（営農支援課）……………41
- 沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部を改正する訓令（労働政策課）……………42
- 沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（文化振興課）……………43
- 儀間ダム操作規程（河川課）……………44

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………46
- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則……………47
- 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則……………48
- 沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………48
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………51
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準……………52
- 警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示……………53

正 誤

- 平成28年 3月22日付け公報定期第4430号中訂正……………56

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第18号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成16年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「農業協同組合」の次に「及び県の区域の一部を地区とする農業協同組合連合会」を加える。

第4条中「議決」を「決議」に改める。

第5条中「第11条の4第1項ただし書」を「第11条の8第1項ただし書」に改める。

第6条中「第11条の5ただし書」を「第11条の9ただし書」に改める。

第7条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に改め、同項第4号中「議決」を「決議」に改め、同条第2項中「第11条の7第3項」を「第11条の17第3項」に改め、同項第3号中「議決」を「決議」に改め、「理事会」の次に「又は経営管理委員会（以下「理事会等」という。）」を加え、同条第3項中「第11条の7第4項」を「第11条の17第4項」に改め、同項第3号中「議決」を「決議」に改める。

第8条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に、「組合」を「農業協同組合」に改め、同項第3号中「議決」を「決議」に改め、同条第2項中「第11条の23第3項」を「第11条の42第3項」に、「組合」を「農業協同組合」に、「信託規程変更（廃止）承認申請書」を「信託規程変更承認申請書」に改め、同項第2号中「信託規程の変更の場合にあっては、」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「又は廃止」を削り、「議決」を「決議」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条に次の1項を加える。

3 法第11条の42第4項の規定による届出をしようとする農業協同組合は、遅滞なく、信託規程変更（廃止）届出書（第13号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 届出の理由書
- (2) 信託規程の変更の場合にあっては、変更した事項を示す書類
- (3) 信託規程の廃止の場合にあっては、信託事業に係る財産の処理方針等を記載した書類
- (4) 信託規程の変更又は廃止についての決議を行った総会等の議事録の謄本又は抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

第9条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に、「第13号様式」を「第14号様式」に改め、同項第3号中「議決」を「決議」に改め、同条第2項中「第11条の29第3項」を「第11条の48第3項」に、「宅地等供給事業実施規程変更（廃止）承認申請書（第14号様式）」を「宅地等供給事業実施規程変更承認申請書（第15号様式）」に改め、同項第2号中「宅地等供給事業実施規程の変更の場合にあっては、」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「又は廃止」を削り、「議決」を「決議」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条に次の1項を加える。

3 法第11条の48第4項の規定による届出をしようとする組合は、遅滞なく、宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届出書（第16号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 届出の理由書
- (2) 宅地等供給事業実施規程の変更の場合にあっては、変更した事項を示す書類
- (3) 宅地等供給事業実施規程の廃止の場合にあっては、残務の処理方針等を記載した書類
- (4) 宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止についての決議を行った総会等の議事録の謄本又は抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

第10条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に、「第15号様式」を「第17号様式」に改め、同項第3号中「議決」を「決議」に改め、同条第2項中「第11条の32第3項」を「第11条の51第3項」に、「農業経営規程変更（廃止）承認申請書（第16号様式）」を「農業経営規程変更承認申請書（第18号様式）」に改め、同項第2号中「農業経営規程の変更の場合にあっては、」を削り、同項第3号中「又は廃止」を削り、「議決」を「決議」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第11条の51第4項の規定による届出をしようとする組合は、遅滞なく、農業経営規程変更（廃止）届

出書（第19号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 届出の理由書
- (2) 農業経営規程の変更の場合にあつては、変更した事項を示す書類
- (3) 農業経営規程の変更又は廃止についての決議を行った総会等の議事録の謄本又は抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

第11条中「第11条の46第2項ただし書」を「第11条の65第2項ただし書」に、「組合」を「農業協同組合」に、「第17号様式」を「第20号様式」に改め、同条第2号及び第3号中「第11条の46第1項」を「第11条の65第1項」に改める。

第40条中「この規則」を「法、政令、規則若しくは信用事業命令又はこの規則」に改め、同条を第47条とする。

第39条中「この規則」を「法、政令、規則若しくは信用事業命令又はこの規則」に改め、同条を第46条とする。

第38条第1項中「第97条の2第12号」を「第97条第12号」に、「第53号様式」を「第65号様式」に改め、同条第2項中「第97条の2第12号」を「第97条第12号」に、「第231条第1項第19号」を「第231条第1項第21号」に、「第54号様式」を「第66号様式」に改め、同条第3項中「第55号様式」を「第67号様式」に改め、同条を第45条とする。

第37条第1項中「第97条の2第3号」を「第97条第3号」に、「組合」を「農業協同組合」に、「第51号様式」を「第63号様式」に改め、同項第5号中「第11条の17第1項」を「第11条の65第1項」に改め、同条第2項中「第97条の2第4号」を「第97条第4号」に、「組合」を「農業協同組合」に、「第52号様式」を「第64号様式」に改め、同項第2号中「に係る議事を行った」を「を決議した」に改め、同条を第44条とする。

第36条の見出し中「議決等」を「決議等」に改め、同条中「総会議決等取消請求書（第50号様式）」を「総会決議等取消請求書（第62号様式）」に改め、同条を第43条とする。

第35条中「又は中央会」を削り、「第49号様式」を「第61号様式」に改め、同条を第42条とする。

第34条中「設立、解散、合併、定款変更、農業協同組合連合会の権利義務の承継又は組織変更の」を「法第9条第1項の規定に基づき組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定による」に、「第48号様式」に、「」を「第60号様式」に、完了した登記に係る」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法、政令、規則若しくは信用事業命令又はこの規則の規定（この条を除く。）に基づく申請等により当該登記事項証明書を提出した場合にあつては、この限りでない。

第34条を第41条とする。

第33条の見出し中「組合法人の」を「株式会社への」に改め、同条中「第73条の12」を「第73条の10」に、「組合法人」を「組合又は組合法人」に、「農事組合法人組織変更届出書（第47号様式）」を「株式会社への組織変更届出書（第56号様式）」に改め、同条第3号中「議決した総会」を「決議した総会等」に改め、同条第4号中「貸借対照表、損益計算書及び財産目録」を「計算書類又は貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは損失処理案」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 組織変更の登記に係る登記事項証明書

第33条を第37条とし、同条の次に次の3条を加える。

（一般社団法人への組織変更の届出）

第38条 法第80条において準用する法第73条の10の規定により一般社団法人へ組織変更をした組合又は組合法人は、一般社団法人への組織変更届出書（第57号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 組織変更理由書
- (2) 組織変更計画書
- (3) 組織変更計画を決議した総会等の議事録の謄本
- (4) 組織変更時の財産目録
- (5) 組織変更の登記に係る登記事項証明書

（消費生活協同組合への組織変更の認可の申請）

第39条 法第84条第1項の規定により組織変更の認可を申請しようとする農業協同組合は、消費生活協同組合への組織変更認可申請書（第58号様式）に、農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令（平成28年厚生労働省・農林水産省令第1号。以下「組織変更省令」とい

う。) 第1条第1項に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(医療法人への組織変更の認可の申請)

第40条 法第89条第1項の規定により組織変更の認可を申請しようとする組合又は連合会は、医療法人への組織変更認可申請書(第59号様式)に、組織変更省令第1条第2項に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

第32条中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に、「第46号様式」を「第55号様式」に改め、同条第2号中「議決」を「決議」に改め、同条第4号中「(第43号様式)」を「(第52号様式)及び理事が農民であることを証する書類」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 合併の登記に係る登記事項証明書

第32条を第36条とする。

第31条中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に、「第45号様式」を「第54号様式」に改め、同条第2号イ中「破産宣告決定書」を「破産手続開始通知書」に改め、同号エ中「第72条の17第1項」を「第72条の34第1項」に、「6箇月間」を「6月間」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 解散の登記に係る登記事項証明書

第31条を第35条とする。

第30条中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に、「第44号様式」を「第53号様式」に改め、同条第3号中「議決」を「決議」に改め、同条を第34条とする。

第29条中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に、「第42号様式」を「第51号様式」に改め、同条第2号中「第43号様式」を「第52号様式」に改め、同条第3号中「農業協同組合法第72条の16第2項」を「法第72条の32第2項」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 発起人が農民であることを証する書類

(5) 設立の登記に係る登記事項証明書

第29条を第33条とする。

第28条中「第41号様式」を「第50号様式」に改め、同条を第32条とする。

第27条第1項中「組合」を「農業協同組合」に、「第39号様式」を「第48号様式」に、同項第3号中「第3条の5第1項」を「第32条第1項」に改め、同条第2項中「第3条の5第5項ただし書」を「第32条第5項ただし書」に、「組合は」を「農業協同組合は」に、「第40号様式」を「第49号様式」に改め、同条を第31条とする。

第26条中「第38号様式」を「第46号様式」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

第26条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「議決」を「決議」に改め、同条を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要するときは、その状況を記載した書類

第26条を第29条とし、同条の次に次の1条を加える。

(組合の新設分割の認可の申請)

第30条 法第70条の3第3項の規定により新設分割の認可を受けようとする組合は、新設分割認可申請書(第47号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 新設分割の理由書及び新設分割の経過を記載した書類

(2) 新設分割を決議した総会等又は理事会等の議事録の謄本

(3) 新設分割計画書

(4) 最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合の成立の日における貸借対照表)

(5) 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書類

(6) 総代会で新設分割を決議した組合にあつては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による組合員への通知の状況を記載した書類

(7) 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

(8) 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類

(9) 法第70条の3第5項において準用する法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録の謄本

(10) 法第70条の4第1項の規定により総会決議を経ないで行う新設分割に係る申請の場合にあっては、次に掲げる書類

ア 新設分割によって新設分割設立組合に継承させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合は、その割合）を超えていないことを証する書類

イ 新設分割組合の総組合員（准組合員を除く。）の6分の1以上の正組合員が新設分割に反対の意向の通知を行っていないことを証する書類

(11) 規則第209条の2に掲げる事項を記載した書類（第1号から前号までに掲げるものを除く。）

(12) 新設分割後に他の法人形態へ組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要

(13) その他知事が必要と認める書類

第25条中「とする者」を「とする組合」に、「第37号様式」を「第45号様式」に改め、同条第3号中「合併しようとするする組合の」を「合併を決議した」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

第25条中第10号を第11号とし、同条第9号イ(イ)中「第30条の2第3項に規定する資格を有する」を「第30条の2第4項において準用する法第30条第11項及び第12項に規定する要件に該当する」に改め、同号イ(イ)中「第30条第11項に規定する資格を有する」を「第30条第11項及び第12項に規定する要件に該当する」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法第65条第4項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要するときは、その状況を記載した書類

第25条を第28条とする。

第24条第1項中「第35号様式」を「第40号様式」に改め、同項第2号中「議決」を「決議」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 清算人名簿

第24条第1項第4号中「議決」を「決議」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第64条第4項又は第5項の規定による届出をしようとする組合は、遅滞なく、解散届出書（第41号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 解散の決議をした総会等の議事録の謄本

(2) 解散の登記に係る登記事項証明書

(3) 解散までの経過を記載した書類

(4) 農業協同組合にあっては農業者（組合を除く。）である組合員が15人未満になったことを示す書類、農業協同組合連合会にあっては会員である組合が欠けたことを示す書類

(5) その他知事が必要と認める書類

第24条に次の1項を加える。

3 法第64条第8項の規定による届出をしようとする県の区域の一部を地区とする農業協同組合連合会は、遅滞なく、農業協同組合連合会解散届出書（第42号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

(1) 解散の登記に係る登記事項証明書

(2) 解散までの経過を記載した書類

(3) その他知事が必要と認める書類

第24条を第25条とし、同条の次に次の2条を加える。

（事業を廃止していない旨の届出）

第26条 法第64条の2第1項の規定による届出をしようとする組合又は法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定による届出をしようとする組合法人は、事業を廃止していない旨の届出書（第43号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業活動の状況を記載した書類

(2) 代理人によって届出をする場合にあっては、その権限を証する書類
(組合の継続の届出)

第27条 法第64条の3第3項の規定による届出をしようとする組合又は法第73条第4項において準用する法第64条の3第3項の規定による届出をしようとする組合法人は、総会等において決議した日から2週間以内に継続届出書(第44号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 継続を決議した総会等の議事録の謄本
- (2) 継続の登記に係る登記事項証明書

第23条中「、第64条第3項」を削り、「及び第70条第2項」を「、第70条第2項及び第70条の3第4項」に、「第34号様式」を「第39号様式」に改め、同条を第24条とする。

第22条第1項中「第33号様式」を「第38号様式」に改め、同条第2項中「議決」を「決議」に改め、同条を第23条とする。

第21条第1項中「第31号様式」を「第36号様式」に改め、同条第2項中「第32号様式」を「第37号様式」に改め、同条を第22条とする。

第20条中「第30号様式」を「第35号様式」に改め、同条第2号中「議決」を「決議」に改め、同条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条を第21条とする。

第19条第1項中「第28号様式」を「第33号様式」に改め、同項第2号中「議決」を「決議」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同条第2項中「第29号様式」を「第34号様式」に改め、同条を第20条とする。

第18条の見出し中「認可等の申請」を「認可の申請等」に改め、同条第1項中「第26号様式」を「第31号様式」に改め、同項第3号中「議決」を「決議」に改め、同項第4号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同条第2項中「第27号様式」を「第32号様式」に、同項第3号中「議決」を「決議」に改め、同条を第19条とする。

第17条第1項中「第24号様式」を「第29号様式」に改め、同条第2項中「第25号様式」を「第30号様式」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「第23号様式」を「第28号様式」に改め、同条を第17条とする。

第15条第1項中「第22号様式」を「第27号様式」に改め、同項第2号中「破産の申立て」を「破産手続開始の申立て」に、「破産の宣告を受けた」を「破産手続開始が決定された」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第21号様式」を「第26号様式」に改め、同条第3号中「第40条の2」を「第41条」に改め、「役員」の次に「又は会計監査人」を加え、同条を第15条とする。

第13条の見出し中「異動」を「異動等」に改め、同条第1項中「第19号様式」を「第23号様式」に、「異動した者の役職名、氏名、生年月日、異動年月日及び異動の理由を記載した」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 異動した者の役職名、氏名、生年月日、異動年月日及び略歴を記載した書類
- (2) 経営管理委員を設置する組合において経営管理委員の異動があった場合にあっては、法第30条の2第4項において準用する法第30条第11項及び第12項に規定する要件に該当することを証する書類
- (3) 経営管理委員を設置しない組合において理事の異動があった場合にあっては、法第30条第11項及び第12項に規定する要件に該当することを証する書類
- (4) 選挙により役員を選出した場合にあっては役員選挙録の謄本、選任により役員を選出した場合にあっては選任した総会等又は経営管理委員会の議事録の謄本
- (5) 役員を解任し、又は役員が退任(任期満了による退任を除く。)した場合にあっては、解任し、又は退任した理由を記載した書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

第13条第2項中「第20号様式」を「第25号様式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 組合は、会計監査人を設置し、又は会計監査人に異動があったときは、設置し、又は異動した日から14日以内に会計監査人設置(異動)届出書(第24号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

- (1) 会計監査人が公認会計士である場合にあっては、その氏名、事務所の所在地、生年月日及び略歴
- (2) 会計監査人が監査法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び沿革

第13条を第14条とする。

第12条中「第18号様式」を「第22号様式」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(理事等の定数の過半数を認定農業者等とすることを要しない場合の承認の申請)

第12条 規則第76条の2第1項第3号イ又は第2項第3号イの規定による承認を受けようとする農業協同組合は、認定農業者等数設定承認申請書(第21号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 申請の理由書

(2) 理事の定数に係る申請の場合にあつては、設定しようとする規則第76条の2第1項第3号イに規定する者の数を記載した書類

(3) 経営管理委員の定数に係る申請の場合にあつては、設定しようとする規則第76条の2第2項第3号イに規定する者の数を記載した書類

(4) 組合の正組合員である認定農業者の数に関する調査結果を記載した書類

(5) 選挙又は選任が困難な場合に該当する理由を記載した書類

(6) その他知事が必要と認める書類

第2号様式から第5号様式までの規定中「議決」を「決議」に改める。

第6号様式中「第11条の4第1項ただし書(第11条の4第2項後段)」を「第11条の8第1項ただし書(第11条の8第2項後段)」に改める。

第7号様式中「第11条の5ただし書」を「第11条の9ただし書」に改める。

第8号様式中「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に、「議決」を「決議」に改める。

第9号様式中「第11条の7第3項」を「第11条の17第3項」に、「議決」を「決議」に、「理事会」を「理事会等」に改める。

第10号様式中「第11条の7第4項」を「第11条の17第4項」に、「議決」を「決議」に改める。

第11号様式中「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に、「議決」を「決議」に改める。

第12号様式中「信託規程変更(廃止)承認申請書」を「信託規程変更承認申請書」に、「第11条の23第3項」を「第11条の42第3項」に、

「 3 信託事業に係る財産の処理方針等を記載した書類

4 信託規程の変更又は廃止についての議決を行った総会等の議事録の謄本又は抄本 を

注 2の書類は、信託規程の変更の場合、3の書類は、信託規程の廃止の場合に添付すること。 」

「 3 信託規程の変更についての決議を行った総会等の議事録の謄本又は抄本 」に改める。

第55号様式中「第38条関係」を「第45条関係」に改め、同様式を第67号様式とする。

第54号様式中「第38条関係」を「第45条関係」に改め、同様式を第66号様式とする。

第53号様式中「第38条関係」を「第45条関係」に、「第97条の2第12号」を「第97条第12号」に改め、同様式を第65号様式とする。

第52号様式中「第37条関係」を「第44条関係」に、「第97条の2第4号(第97条の2第5号)」を「第97条第4号(第97条第5号)」に、「に係る議事を行った」を「を決議した」に改め、同様式を第64号様式とする。

第51号様式中「第37条関係」を「第44条関係」に、「第97条の2第3号」を「第97条第3号」に、「第11条の45第1項」を「第11条の64第1項」に、「第11条の46第1項」を「第11条の65第1項」に改め、同様式を第63号様式とする。

第50号様式中「第36条関係」を「第43条関係」に、「総会議決等取消請求書」を「総会決議等取消請求書」に、「議決」を「決議」に改め、同様式を第62号様式とする。

第49号様式中「第35条関係」を「第42条関係」に、「組合(中央会)」を「組合」に改め、同様式を第61号様式とする。

第48号様式中「第34条関係」を「第41条関係」に、「設立(解散、合併、定款変更、農業協同組合連合会の権利義務の承継、組織変更)の」を「農業協同組合法第9条第1項の規定に基づき組合等登記令の規定による下記の」に、

「 (添付書類)

登記事項証明書

を
」

「 記

当該届出に係る登記事項の内容

に

(添付書類)

登記事項証明書

」

改め、同様式を第60号様式とする。

第47号様式中「第33条関係」を「第37条関係」に、「農事組合法人組織変更届出書」を「株式会社への組織変更届出書」に、「本農事組合法人」を「本組合（農事組合法人）」に、「組織変更した」を「株式会社へ組織変更した」に、「第73条の12」を「第73条の10」に、「議決した総会」を「決議した総会等」に、

「 4 組織変更時の貸借対照表、損益計算書及び財産目録

」を

「 4 組織変更時の計算書類又は貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分案若しくは損失処理案

に

5 組織変更の登記に係る登記事項証明書

」

改め、同様式を第56号様式とし、同様式の次に次の3様式を加える。

第57号様式（第38条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地

名称

代表者職氏名

印

一般社団法人への組織変更届出書

本組合（農事組合法人）は、 年 月 日に一般社団法人へ組織変更したので、農業協同組合法第80条において準用する同法第73条の10の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 組織変更理由書
- 2 組織変更計画書
- 3 組織変更計画を決議した総会等の議事録の謄本
- 4 組織変更時の財産目録
- 5 組織変更の登記に係る登記事項証明書

第58号様式（第39条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地

名称

代表者職氏名

印

消費生活協同組合への組織変更認可申請書

本組合は、農業協同組合法第84条第1項の規定により、消費生活協同組合への組織変更について認可を受けたいので、申請します。

(添付書類)

農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令第1条第1項に掲げる書類

注 本申請については、事前に必要書類及び手続等について農業協同組合を所管する部署の確認を受けた後に、消費生活協同組合を所管する部署へ申請すること。

第59号様式（第40条関係）

沖縄県知事殿

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名 印

医療法人への組織変更認可申請書

本組合は、農業協同組合法第89条第1項の規定により、医療法人への組織変更について認可を受けたいので、申請します。

（添付書類）

農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令第1条第2項に掲げる書類

注 本申請については、事前に必要書類及び手続等について農業協同組合を所管する部署の確認を受けた後に、医療法人を所管する部署へ申請すること。

第46号様式中「第32条関係」を「第36条関係」に、「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に、「議決」を「決議」に、
「 4 合併により設立した農事組合法人についての農事組合法人調書（第43号様式） 」を
「 4 合併により設立した農事組合法人についての農事組合法人調書（第52号様式）及び理事が農民
であることを証する書類 」に
5 合併の登記に係る登記事項証明書 」

改め、同様式を第55号様式とする。

第45号様式中「第31条関係」を「第35条関係」に、「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に、
「 解散の理由書 」を
「 1 解散の理由書 」に、
2 解散の登記に係る登記事項証明書 」

「破産宣告決定書」を「破産手続開始通知書」に、「第72条の17第1項」を「第72条の34第1項」に、「6箇月間」を「6月間」に改め、同様式を第54号様式とする。

第44号様式中「第30条関係」を「第34条関係」に、「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に、「議決」を「決議」に改め、同様式を第53号様式とする。

第43号様式中「第29条、第32条関係」を「第33条、第36条関係」に改め、同様式を第52号様式とする。

第42号様式中「第29条関係」を「第33条関係」に、「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に、「（第43号様式）」を「（第52号様式）」に、
「 3 農業協同組合法第72条の16第2項の事項を決定した発起人会議録の謄本 」を
「 3 農業協同組合法第72条の32第2項の事項を決定した発起人会議録の謄本 」に
4 発起人が農民であることを証する書類
5 設立の登記に係る登記事項証明書 」

改め、同様式を第51号様式とする。

第41号様式中「第28条関係」を「第32条関係」に改め、同様式を第50号様式とする。

第40号様式中「第27条関係」を「第31条関係」に、「第3条の5第5項ただし書」を「第32条第5項ただし書」に改め、同様式を第49号様式とする。

第39号様式を削る。

第38号様式中「第26条関係」を「第29条関係」に、

「 注 次の場合には、上記1から3までの書類に併せて、それぞれ次に掲げる書類を添付すること。

- 1 出資組合においては、次に掲げる書類
 - (1) 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第49条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表
 - (2) 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
 - (3) 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を要するときは、その状況を記載した書類
- 2 総代会において議決した場合は、農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 3 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合は、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 4 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 5 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を要するときは、その状況を記載した書類

を

に

注 次の場合には、上記1から5までの書類に併せて、それぞれ次に掲げる書類を添付すること。

- 1 総代会において決議した場合は、農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 2 農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合は、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

改め、同様式を第46号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

第47号様式（第30条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

設立委員 住所
代表者氏名 印

新設分割認可申請書

農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、新たに組合を設立するので、新設分割の認可を申請します。

記

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 新設分割の理由書及び新設分割の経過を記載した書類
- 2 新設分割を決議した総会等又は理事会等の議事録の謄本
- 3 新設分割計画書
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合の成立の日における貸借対照表）
- 5 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに法第50条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
- 6 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 7 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録の謄本

- 8 農業協同組合法第70条の4第1項の規定により総会決議を経ないで行う新設分割に係る申請の場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 新設分割によって新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合は、その割合）を超えていないことを証する書類
 - (2) 新設分割組合の総組合員（准組合員を除く。）の6分の1以上の正組合員が新設分割に反対の意向の通知を行っていないことを証する書類
- 9 農業協同組合法施行規則第209条の2に掲げる事項を記載した書類（1から8までに掲げるものを除く。）
- 10 新設分割後に他の法人形態へ組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要

注 次の場合には、上記1から10までの書類に併せて、それぞれ次に掲げる書類を添付すること。

- 1 総代会において組合の新設分割を決議した場合にあつては、農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第48条の2第1項の規定による組合員への通知の状況を記載した書類
- 2 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合にあつては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

第48号様式（第31条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

特定農業協同組合承認申請書

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条の規定に基づき、特定農業協同組合の承認を受けたく、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 余裕金の運用先拡大の必要性
- 2 今後の余裕金運用の基本的考え方
- 3 信用農業協同組合連合会（又は農林中央金庫）との調整の経過
- 4 特定農業協同組合の基準及び承認の要件の適合状況

(1) 貯金及び定期積金の合計額 億円
(年 月 1 日から 年 月末までの平均残高)

(参考) 過去5年間の貯金等の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
貯 金 額					
定期積金額					
計					

(記載上の注意)

- 1 事業年度の平均残高により記入する。

2 5年以内に合併している場合は、合併以後とする（以下同じ。）。

(2) 財務内容等

ア 単体自己資本の比率（ 年度末）

(単位：百万円、%)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額(イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				

特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）				
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ）） （ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 （△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				

オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		%		%

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 平成26年度に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

(参考) 過去5か年の単体自己資本比率の推移

(単位：%)

年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
区分					
自己資本比率					

ア-2 連結自己資本の比率 (年度末)

(単位：百万円、%)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係				

る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入さ				

れることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (二)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 (ハ) / (二)		%		%

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 平成26年度に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

(参考) 過去5か年の連結自己資本比率の推移

(単位：%)

区分	年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率						

(記載上の注意) 平成10年度末以降について記入すること。

イ 剰余金又は損失金 (年度)

(単位：百万円)

項目	金額	備考
当期剰余金又は損失金 (a)		
前期繰越剰余金又は損失金 (b)		
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金 (a + b)		

(記載上の注意) 損失金の場合は金額に△を表示する。

ウ その他財務内容及び事業運営に関し特記すべき事項

(7) 財務内容 (特定農協告示 (※) 第2条第2号ハに定める合計額) の状況等

※ 農業協同組合法施行令第三条の四等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等 (平成13年金融庁・農林水産省告示第19号)

(4) 事業運営（違法・不正事案及び紛争事案の状況等）

(3) 事業執行体制

ア 常勤理事及び参事の状況

役職名	氏 名	専門担当職務	勤務の状況	備 考

(記載上の注意)

- 1 組合長を除く常勤理事及び参事について記載すること。
- 2 専門担当職務が定められていない場合は、その欄を空欄とする。
- 3 「勤務の状況」欄は、1週間における平均的な出勤日数を記載する。

イ 運用担当部署の設置及び運用担当職員の状況

担当部	担当課（室）	業務区分	職員数		備 考
				うち担当職員数	

(記載上の注意)

- 1 職務権限規程により記入する。
- 2 運用担当職員は、余裕金の有価証券等への運用に関し知識と経験を有する職員とする。

ウ 内部けん制体制及び内部監査体制

(7) 余裕金運用に係る業務の職務権限

項 目	職務分掌	権 限 者				
		組合長	常勤理事	参 事	部 長	課 長

(記載上の注意) 職務権限規程により記入する。

(4) 内部監査体制の概要

① 内部監査担当部署

区 分	担当部署	職 員 数	備 考
内 部 監 査			

(記載上の注意) 監事が常勤あるいは学経の場合は「内部監査」の「備考欄」にその旨を記載する。

② 内部監査の実施状況

(添付書類)

- 1 貯金及び定期積金の合計額の直近2年間の月別平均残高
- 2 貸借対照表、損益計算書等財務諸表(連結財務諸表を含む。)
- 3 組織図
- 4 職務権限規程
- 5 余裕金運用規程
- 6 内部監査規程
- 7 承認申請に係る決議を行った理事会議事録
- 8 その他参考となる資料

第37号様式(その2)中「第25条関係」を「第28条関係」に、「合併しようとする組合の」を「合併を決議した」に、

「注 次の場合には、上記1から7までの書類に併せて、それぞれ次に掲げる書類を添付すること。

- 1 出資組合の合併にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表
 - (2) 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
 - (3) 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を要するときは、その状況を記載した書類
 - 2 総代会において組合の合併を議決した場合にあつては、農業協同組合法第48条の2第1項の規定による組合員への通知の状況を記載した書類
 - 3 農業協同組合法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合は、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
 - 4 役員に経営管理委員を選出した場合は、経営管理委員が農業協同組合法第66条第4項において準用する同法第30条の2第3項に規定する資格を有することを証する書類
 - 5 役員に経営管理委員を選出しない場合には、理事が農業協同組合法第66条第3項において準用する同法第30条第11項に規定する資格を有することを証する書類
- 「 8 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 9 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を要するときは、その状況を記載した書類

注 次の場合には、上記1から9までの書類に併せて、それぞれ次に掲げる書類を添付すること。

- 1 総代会において組合の合併を決議した場合にあつては、農業協同組合法第48条の2第1項の規定による組合員への通知の状況を記載した書類
- 2 農業協同組合法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合は、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 3 役員に経営管理委員を選出した場合は、経営管理委員が農業協同組合法第66条第4項において準用する同法第30条の2第4項において準用する同法第30条第11項及び第12項に規定する要件に該当することを証する書類
- 4 役員に経営管理委員を選出しない場合には、理事が農業協同組合法第66条第3項において準用する同法第30条第11項及び第12項に規定する要件に該当することを証する書類

改め、同様式を第45号様式(その2)とする。

第37号様式(その1)中「第25条関係」を「第28条関係」に、「合併しようとする組合の」を「合併を決

議した」に、

「 注 次の場合には、上記 1 から 5 までの書類に併せて、それぞれ次に掲げる書類を添付すること。

1 出資組合の合併にあつては、次に掲げる書類

(1) 農業協同組合法第65条第 4 項において準用する同法第49条第 1 項に規定する財産目録及び貸借対照表

(2) 農業協同組合法第65条第 4 項において準用する同法第49条第 2 項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

(3) 農業協同組合法第65条第 4 項において準用する同法第50条第 2 項の規定による手続を要するときは、その状況を記載した書類

2 総代会において組合の合併を議決した場合は、農業協同組合法第48条の 2 第 1 項の規定による組合員への通知の状況を記載した書類

3 農業協同組合法第48条の 2 第 2 項の規定に基づく総会の招集があつた場合は、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

「 6 農業協同組合法第65条第 4 項において準用する同法第49条第 2 項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

7 農業協同組合法第65条第 4 項において準用する同法第50条第 2 項の規定による手続を要するときは、その状況を記載した書類

注 次の場合には、上記 1 から 7 までの書類に併せて、それぞれ次に掲げる書類を添付すること。

1 総代会において組合の合併を決議した場合は、農業協同組合法第48条の 2 第 1 項の規定による組合員への通知の状況を記載した書類

2 農業協同組合法第48条の 2 第 2 項の規定に基づく総会の招集があつた場合は、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

改め、同様式を第45号様式（その 1）とする。

第36号様式中「第24条関係」を「第25条関係」に、「第64条第 4 項」を「第64条第 4 項（第64条第 5 項）」に、

「 1 解散までの経過を記載した書類

2 農業者（組合を除く。）である組合員が15人未満になったことを証する書類（県の区域の一部を地区とする連合会の場合にあつては、会員である組合が 2 人未満になったことを証する書類）」

「 1 解散の決議をした総会等の議事録の謄本

2 解散の登記に係る登記事項証明書

3 解散までの経過を記載した書類

4 農業協同組合にあつては農業者（組合を除く。）である組合員が15人未満になったことを示す書類、農業協同組合連合会にあつては会員である組合が欠けたことを証する書類

注 1 の書類は農業協同組合法第64条第 4 項の規定により届け出る場合、3 及び 4 の書類は同法第 64条第 5 項の規定により届け出る場合に添付すること。

改め、同様式を第41号様式とし、同様式の次に次の 3 様式を加える。

第42号様式（第25条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

農業協同組合連合会解散届出書

本連合会は解散しましたので、農業協同組合法第64条第 8 項の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 解散の登記に係る登記事項証明書
- 2 解散までの経過を記載した書類

第43号様式 (第26条関係)

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

事業を廃止していない旨の届出書

本組合（農事組合法人）は事業を廃止していないので、農業協同組合法第64条の2第1項の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 事業活動の状況を記載した書類
- 2 代理人によって届出をする場合にあっては、その権限を証する書類

第44号様式 (第27条関係)

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

継続届出書

本組合（農事組合法人）は継続したので、農業協同組合法第64条の3第3項の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 継続を決議した総会等の議事録の謄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書

第35号様式中「第24条関係」を「第25条関係」に、「議決」を「決議」に、「最近の財産目録及び貸借対照表」を「清算人名簿」に改め、同様式を第40号様式とする。

第34号様式中「第23条関係」を「第24条関係」に改め、同様式を第39号様式とする。

第33号様式中「第22条関係」を「第23条関係」に、「議決」を「決議」に改め、同様式を第38号様式とする。

第32号様式中「第21条関係」を「第22条関係」に改め、同様式を第37号様式とする。

第31号様式中「第21条関係」を「第22条関係」に改め、同様式を第36号様式とする。

第30号様式中「第20条関係」を「第21条関係」に、「議決」を「決議」に、

「 5 農業協同組合法第50条の4第4項において準用する同法第49条第1項の規定による財産目録及び貸借対照表

6 農業協同組合法第50条の4第4項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

「 5 農業協同組合法第50条の4第4項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

「1から6まで」を「1から5まで」に改め、同様式を第35号様式とする。

第29号様式中「第19条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を第34号様式とする。

第28号様式中「第19条関係」を「第20条関係」に、「承認」を「認可」に、「議決」を「決議」に、

- 「 4 農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第49条第1項の規定による財産目録及び貸借対照表 を
- 5 農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類 」
- 「 4 農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類 に、

「1から5まで」を「1から4まで」に改め、同様式を第33号様式とする。

第27号様式中「第18条関係」を「第19条関係」に、「議決」を「決議」に改め、同様式を第32号様式とする。

第26号様式中「第18条関係」を「第19条関係」に、「議決」を「決議」に、

- 「 4 農業協同組合法第49条第1項の規定による財産目録及び貸借対照表
- 5 農業協同組合法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類 を
- 6 農業協同組合法第50条第2項の規定による手続を要するときは、その状況を記載した書類 」
- 「 4 農業協同組合法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類 に、
- 5 農業協同組合法第50条第2項の規定による手続を要するときは、その状況を記載した書類 」

「4から6まで」を「4及び5」に改め、同様式を第31号様式とする。

第25号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に、「本組合」を「本組合（連合会、中央会）」に改め、同様式を第30号様式とする。

第24号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に、「本組合」を「本組合（連合会、中央会）」に改め、同様式を第29号様式とする。

第23号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を第28号様式とする。

第22号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に、「破産の申立て」を「破産手続開始の申立て」に、「破産の宣告を受けた」を「破産手続開始が決定された」に改め、同様式を第27号様式とする。

第21号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を第26号様式とする。

第20号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を第25号様式とする。

第19号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に、「本組合」を「本組合（連合会、中央会）」に、

- 「 異動した者の職名、氏名、生年月日、異動年月日及び異動の理由を記載した書類 」を
- 「 1 異動した者の役職名、氏名、生年月日、異動年月日及び略歴を記載した書類
- 2 経営管理委員を設置する組合において経営管理委員の異動があった場合にあっては、農業協同組合法第30条の2第4項において準用する同法第30条第11項及び第12項に規定する要件に該当することを証する書類
- 3 経営管理委員を設置しない組合において理事の異動があった場合にあっては、農業協同組合法第30条第11項及び第12項に規定する要件に該当することを証する書類 に
- 4 選挙により役員を選出した場合にあっては役員選挙録の謄本、選任により役員を選出した場合にあっては選任した総会等又は経営管理委員会の議事録の謄本
- 5 役員を解任し、又は役員が退任（任期満了による退任を除く。）した場合にあっては、解任し、又は退任した理由を記載した書類 」

改め、同様式を第23号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第24号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

会計監査人設置（異動）届出書

本組合は、会計監査人を設置（会計監査人が異動）しましたので、届け出ます。

（添付書類）

- 1 会計監査人が公認会計士である場合にあつては、その氏名、事務所の所在地、生年月日及び略歴
- 2 会計監査人が監査法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び沿革

第18号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を第22号様式とする。
第17号様式中「第11条の46第2項ただし書」を「第11条の65第2項ただし書」に、「第11条の46第1項」を「第11条の65第1項」に改め、同様式を第20号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第21号様式（第12条関係）

	第	号	
	年	月	日
沖縄県知事殿			
	所在地		
	名称		
	代表者職氏名	印	

認定農業者等数設定承認申請書

本組合は、農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第3号イ（第76条の2第2項第3号イ）の規定により、理事等の定数の過半数を認定農業者等とすることを要しない場合に設定する認定農業者等の数について承認を受けたいので、申請します。

（添付書類）

- 1 申請の理由書
- 2 理事の定数に係る申請の場合にあつては、設定しようとする農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第3号イに規定する者の数を記載した書類
- 3 経営管理委員の定数に係る申請の場合にあつては、設定しようとする農業協同組合法施行規則第76条の2第2項第3号イに規定する者の数を記載した書類
- 4 組合の正組合員である認定農業者の数に関する調査結果を記載した書類
- 5 選挙又は選任が困難な場合に該当する理由を記載した書類

第16号様式中「農業経営規程変更（廃止）承認申請書」を「農業経営規程変更承認申請書」に、「第11条の32第3項」を「第11条の51第3項」に、「の変更（廃止）」を「の変更」に、「変更又は廃止」を「変更」に、「議決」を「決議」に改め、同様式注を削り、同様式を第18号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第19号様式（第10条関係）

	第	号	
	年	月	日
沖縄県知事殿			
	所在地		
	名称		
	代表者職氏名	印	

農業経営規程変更（廃止）届出書

本組合は、農業経営規程の変更（廃止）を行いましたので、農業協同組合法第11条の51第4項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 届出の理由書
- 2 変更した事項を示す書類

3 農業経営規程の変更又は廃止についての決議を行った総会等の議事録の謄本又は抄本

注 2の書類は、農業経営規程の変更の場合に添付すること。

第15号様式中「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に、「議決」を「決議」に改め、同様式を第17号様式とする。

第14号様式中「宅地等供給事業実施規程変更（廃止）承認申請書」を「宅地等供給事業実施規程変更承認申請書」に、「第11条の29第3項」を「第11条の48第3項」に、「の変更（廃止）」を「の変更」に、

「 3 残務の処理方針を記載した書類

4 宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止についての決議を行った総会等の議事録の謄本又は抄本

を

注 2の書類は、宅地等供給事業実施規程の変更の場合、3の書類は、宅地等供給事業実施規程の廃止の場合に添付すること。

「 3 宅地等供給事業実施規程の変更についての決議を行った総会等の議事録の謄本又は抄本

」に改め、同様式を第15号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第16号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届出書

本組合は、宅地等供給事業実施規程の変更（廃止）を行いましたので、農業協同組合法第11条の48第4項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 届出の理由書
- 2 変更した事項を示す書類
- 3 残務の処理方針等を記載した書類
- 4 宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止についての決議を行った総会等の議事録の謄本又は抄本

注 2の書類は宅地等供給事業実施規程の変更の場合、3の書類は宅地等供給事業実施規程の廃止の場合に添付すること。

第13号様式中「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に、「議決」を「決議」に改め、同様式を第14号様式とする。

第12号様式の次に次の1様式を加える。

第13号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

信託規程変更（廃止）届出書

本組合は、信託規程の変更（廃止）を行いましたので、農業協同組合法第11条の42第4項の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 届出の理由書
- 2 変更した事項を示す書類
- 3 信託事業に係る財産の処理方針等を記載した書類
- 4 信託規程の変更又は廃止についての決議を行った総会等の議事録の謄本又は抄本

注 2の書類は信託規程の変更の場合、3の書類は信託規程の廃止の場合に添付すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第193号

昭和54年沖縄県告示第95号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成28年7月1日から施行する。

平成28年3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

第3項第2号中「並びに老人福祉法」を「、老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第1表北中城村の項中「商業地域」を「商業地域
準工業地域」に改め、同表西原町の項中「第2種低層住居専用地域」を「第2種低層住居専用地域
付表の西原町の項の1の地域」に、「第2種住居地域」を「第2種住居地域
付表の西原町の項の2の地域」に、「付表の西原町の項の1の地域」を「付表の西原町の項の3の地域」に改め、同表の付表西原町の項を次のように改める。

西原町	1	西原町の地域のうち、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字兼久の各一部
	2	西原町の地域のうち、字幸地、字池田、字翁長、字呉屋、字津花波、字小那覇及び字兼久の各一部
	3	西原町の地域のうち、字徳佐田の一部

沖縄県告示第194号

昭和54年沖縄県告示第96号（振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成28年7月1日から施行する。

平成28年3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

第3項第2号中「並びに老人福祉法」を「、老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第1表北中城村の項中「商業地域」を「商業地域
準工業地域」に改め、同表西原町の項

中「第1種住居地域 第2種住居地域」を「第1種住居地域 第2種住居地域
付表の西原町の項の1の地域」に、

「付表の西原町の項の1の地域」を「付表の西原町の項の2の地域」に改め、同表の付表西原町の項を次のように改める。

西原町	1	西原町の地域のうち、字幸地、字池田、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字兼久の各一部
	2	西原町の地域のうち、字徳佐田の一部

沖縄県告示第195号

平成11年沖縄県告示第293号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の一部を次のように改正し、平成28年7月1日から施行する。

平成28年 3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

表北中城村の項中「商業地域」を「商業地域
準工業地域」に改め、同表西原町の項中

「第2種中高層住居専用地域」を「第2種中高層住居専用地域
字幸地、字池田、字小波津、
字桃原、字安室、字与那城、
字我謝、字翁長、字上原、字
呉屋、字津花波、字小橋川、
字小那覇及び字兼久の各一部」に、

「第2種住居地域」を「第2種住居地域
字幸地、字翁長、字
呉屋、字津花波、字
小那覇及び字兼久の
各一部」に改める。

沖縄県告示第196号

平成18年沖縄県告示第246号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成28年7月1日から施行する。

平成28年 3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

第1表北中城村の項中「近隣商業地域」を「近隣商業地域
商業地域
準工業地域」に改め、同表西原町の

「近隣商業地域
字幸地、字池田、字小波津、字桃原、字安

項中 「近隣商業地域
県道38号線沿いの一部」 を 「室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字
呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字
兼久の各一部
県道38号線沿いの一部」 に

改め、同表八重瀬町の項の次に次のように加える。

嘉手納町	臭気指数	A区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 字屋良及び字久得の各一部	第10図のうち実線で表示した区域
		B区域	工業地域 字久得の一部	

第1表東村の項中「第10図」を「第11図」に改め、同表恩納村の項中「第11図」を「第12図」に改める。

沖縄県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により、県道の路線を次のとおり認定した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
255	石川池原線	うるま市	
		沖縄市	

沖縄県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成28年 3月29日から同年 4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成28年 3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石川池原線
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
うるま市石川2428番から 沖縄市池原三丁目1627番6まで	17.6m ～ 91.2m	5,436.0m

沖縄県告示第199号

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第27条第3項の規定により、次のとおり西原・与那原マリパークの利用料金を承認した。

平成28年 3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 西原・与那原マリナーパーク
- 2 指定管理者 株式会社クリード沖縄
- 3 利用料金の適用年月日 平成28年 4月 1日
- 4 利用料金の額

有料施設等名	利用料金の額									
	単位	艇長 5メートル未満のもの	艇長 5メートル以上7メートル未満のもの	艇長 7メートル以上9メートル未満のもの	艇長 9メートル以上11メートル未満のもの	艇長 11メートル以上13メートル未満のもの	艇長 13メートル以上15メートル未満のもの	艇長 15メートル以上17メートル未満のもの	艇長 17メートル以上19メートル未満のもの	艇長 19メートル以上21メートル未満のもの
陸置場	1艇 1日につき	217円	308円	399円	491円	581円	674円	765円	809円	
	1艇 1月につき	4,346円	6,168円	7,991円	9,814円	11,636円	14,537円	15,283円	16,914円	
	1艇 1年につき	52,152円	74,016円	95,892円	117,768円	139,632円	174,444円	183,396円	194,328円	
係留施設	1艇 1日につき	264円	368円	472円	576円	680円	784円	887円	939円	1,042円
	1艇 1月につき	5,298円	7,375円	9,452円	11,528円	13,605円	15,682円	17,758円	18,797円	19,826円
	1艇 1年につき	63,576円	88,500円	113,424円	138,336円	163,260円	188,184円	213,096円	225,564円	237,912円
シャワー	1回につき300円									
多目的広場	平日	1時間につき4,320円（多目的広場の半分の面積を利用する場合にあっては、2,160円）								
	土曜日、日曜日及び休日	1時間につき6,480円（多目的広場の半分の面積を利用する場合にあっては、3,240円）								
軽スポーツ広場	1時間につき2,160円									
パークゴルフ場	午前 8時30分から午後 6時まで（受付時間）	1人1回（9ホール）につき300円								
	午後 6時から午後 8時まで（受付時間）	1人1回（9ホール）につき500円								
照明設備	1時間につき10,800円（多目的広場の半分の面積に係る照明設備を利用する場合にあっては、5,400円）									

備考

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（2に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日をいう。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 3月19日 沖縄県指令土第436号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又1242番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市伊佐二丁目19番12号パティオ遊605号 仲尾次幸夫
- 5 検査済証番号 平成28年 3月17日 第4284号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月10日

訓 令

沖縄県訓令第4号

知 事 部 局

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時の単純かつ機械的」を「補助的又は定型的」に改める。

第3条中「第22条第2項に規定する臨時的任用の職の」を「第17条第1項の規定に基づき任用される」に改める。

第5条第1項中「6月を超えてはならない」を「任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する期間の範囲内において、再度の任用をすることができる。

第10条の見出しを「（給与）」に改め、同条中「の給料」を「の給与」に、「給料表の」を「給料表及び中欄に掲げる号給に対応する」に、「支給する」を「支給し、適用する号給については、総務部長が別に定める」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 東京都特別区、大阪府大阪市及び愛知県名古屋市の公署に勤務する非常勤職員の時給は、前項の規定にかかわらず、同項で定める時給額に総務部長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 非常勤職員が、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合においては、その勤務した時間に係る時給は、第1項の規定にかかわらず、同項で規定する時給額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務に係る給与）

第10条の2 非常勤職員が、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた場合においては、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、前条で定める時給額に総務部長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を支給する。

第11条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると総務部長が認めるものを除く。）を除く。

第11条中第5項を第6項とし、第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

非常勤職員が、通勤（勤務のためその者の住居と勤務公署との間を交通機関等を利用して往復することをいう。以下同じ。）する場合に、その往復に要する運賃等（以下「通勤費用相当額」という。）を、費用弁償として支給する。

第13条を次のように改める。

（出張）

第13条 所属長は、業務上必要がある場合には、非常勤職員に出張を命じることができる。ただし、専ら自動車の運転業務に従事させる場合にあっては、この限りでない。

第16条に次の1号を加える。

(10) 女性の非常勤職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

給 料 表	号	給 時 給
行政職給料表	1	900円
	2	990円
	3	1,030円
	4	1,060円
	5	1,170円
	6	1,250円
	7	1,350円
	8	1,480円
	9	1,600円
教育職給料表	1	1,270円
	2	1,340円
	3	1,520円
研究職給料表	1	900円
	2	1,530円
医療職給料表	1	1,010円
	2	1,190円
	3	1,240円
	4	1,310円
	5	1,500円

第1号様式中	所 属 所	
	任 用 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	賃 金	時給 円を給する。
	勤 務 時 間	1週間当たり 時間 分とする。

を	所 属 所	
	職 名 称	
	任 用 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	給 与	職給料表 号給を給する。
	勤 務 時 間	

に改める。

「 _____ 」 「 _____ 」

第4号様式中

を

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第5号

知 事 部 局

沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、知事の事務部局における一般職非常勤職員の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「一般職非常勤職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1

項の規定により任用される非常勤職員で、補助的又は定型的な業務に従事させるために任用されるものをいう。

(設置)

第3条 一般職非常勤職員の職として、次の表の左欄に掲げる部局に、同表の中欄に掲げる職を設置し、その職務内容は右欄のとおりとする。

部局	職	職務内容
全部局	事務補助	補助的又は定型的な業務
全部局	事務補助（大学助手）	補助的又は定型的な業務
全部局	事務補助（獣医師）	補助的又は定型的な業務
全部局	事務補助（看護師）	補助的又は定型的な業務
全部局	事務補助（保健師）	補助的又は定型的な業務
全部局	事務補助（その他医療職）	補助的又は定型的な業務
全部局	事務補助（現業職）	補助的又は定型的な業務
全部局	事務補助（研究職）	補助的又は定型的な業務
知事公室	公舎庁務員	知事公舎における来客の応接その他用務に関する補助的又は定型的な業務
知事公室	行政オンブズマン調査員	県政に対する県民からの苦情の受付、調査等に関する補助的又は定型的な業務
知事公室	災害情報等受信・伝達業務等専門員	災害派遣要請に係る業務及び気象等の予報、警報又は通報の受信、関係機関への伝達等に関する補助的又は定型的な業務
総務部	行政資料専門員	行政資料の収集、公文書及び保有個人情報の開示請求等の案内並びに公文書の写しの交付に要する費用の徴収に関する補助的又は定型的な業務
総務部	文書収発事務専門員	文書の收受、配布、発送等の補助的又は定型的な業務
総務部	庁内印刷業務補助員	文書の印刷に関する補助的又は定型的な業務
総務部	私立高等学校等授業料軽減業務専門員	高等学校等就学支援金の認定等に関する補助的又は定型的な業務
総務部	総務事務専門員	給与の支給、手当の認定等に関する補助的又は定型的な業務
総務部	年金事務専門員	組合員及び元組合員の年金相談、年金に係る申請・届出の受付登録等に関する補助的又は定型的な業務
総務部	所有者不明土地管理業務員	所有者不明土地の管理、調査等に関する補助的又は定型的な業務
総務部	合同庁舎管理業務員	合同庁舎の巡視、警備、維持管理に関する連絡調整、総合案内等に関する補助的又は定型的な業務
総務部	本庁舎管理業務員	本庁舎の巡視、警備、外来者の案内等に関する補助的又は定型的な業務
総務部	公有財産管理業務員	公有財産の実態調査、測量・筆界確認、売払い、貸付料の滞納整理等に関する補助的又は定型的な業務

総務部	県勢案内等専門員	県勢の案内、企業誘致に関する相談対応等に関する補助的又は定型的な業務
総務部	三重城合同庁舎管理業務員	三重城合同庁舎の維持管理等に関する補助的又は定型的な業務
総務部	研修業務補助員	研修の募集・決定、研修の補助等に関する補助的又は定型的な業務
総務部	税務事務専門員	県税の申告書等の受付、国税徴収法に基づかない財産調査等に関する補助的又は定型的な業務
総務部	北部職員住宅等管理業務員	職員住宅の維持管理、合同庁舎の総合案内等に関する補助的又は定型的な業務
企画部	地籍調査員	位置境界不明土地の調査、国土調査法に基づく地籍調査等に関する補助的又は定型的な業務
企画部	地理情報システム専門員	地理情報システム（GIS）に係る端末操作、データ加工・整備等に関する補助的又は定型的な業務
企画部	情報技術専門員	ホームページ管理システム、全庁共通システム、電子申請システム及び地理情報システムの運用管理等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	生活保護診療報酬明細書審査員	生活保護法による医療扶助に係る診療報酬明細書の点検等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	有料老人ホーム専門指導員	届出を行っていない有料老人ホームに関する情報の収集、調査等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	介護給付適正化支援員	要介護認定の適正化、居宅サービス計画等の点検等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	介護サービス事業者等指導・支援員	介護サービス事業者の申請・届出等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	児童扶養手当等認定事務員	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	待機児童対策特別事業指導員	認可外保育施設の改善指導、調査、情報の収集等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	施設医療給付専門指導員	児童福祉法に基づく施設医療に係る診療報酬明細書の点検、過誤調整等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	広域相談専門員	差別事例相談員への技術的助言、相談事例の調査及び研究等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	総合案内員	県民からの電話による問い合わせへの対応、来訪者の案内等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	民間非営利活動支援相談員	特定非営利活動促進法に関する相談、特定非営利活動法人等の活動に係る情報の収集及び発信等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	交通事故相談員	交通事故被害者等からの相談対応等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	援護事務相談員	旧軍人等の履歴確認調査、恩給、年金、各種給付金等の請求の審査及び調査等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	就労促進指導員	要保護者に対する就職指導又は支援に関する補助的

		又は定型的な業務
子ども生活福祉部	面接相談員	要保護者からの相談に対する助言等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	生活保護認定等事務適正化調査員	要保護者の資産及び収入の状況の調査、要保護者に対する扶養義務の履行状況の調査等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	介護扶助適正化支援員	要保護者の居宅介護支援計画及び介護予防支援計画の確認等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	適正保護推進員	暴力的又は威圧的な言動をする要保護者等の対応並びに必要な調査及び指導を行う職員の支援等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	生活保護医療扶助相談・指導員	後発医薬品の使用促進、被保護者の後発医薬品使用状況の確認等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	学習支援専門員	生活保護世帯の子どもの学習支援等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	債権管理適正化調査員	保護廃止ケースの債権管理に係る調査等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	女性相談員	要保護女子等の相談対応、必要な支援の実施、配偶者暴力防止法に基づく保護命令の書面作成等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	家庭児童支援員	児童福祉に関する相談対応、必要な情報収集、統計調査等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	女性相談所生活指導専門員	入所者の生活指導及び相談、健康管理、要保護女子の緊急受入れ等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	心理療法専門員	入所者の心理療法の実施等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	児童指導員	一時保護児童等の生活指導、学習指導、行動観察緊急時の対応等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	調理専門員	入所児童又は入所者に提供する給食の調理に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	若夏学院生活指導専門員	入所児童の生活指導及び学習指導、健康管理等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	家庭支援専門相談員	児童相談所その他関係機関との連絡調整、入所予定児童の入所の調整、保護者等への助言等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	児童生活支援員	入所児童への生活指導等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	個別対応職員	被虐待児等のうち特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での個別対応等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	児童虐待対応協力員	関係機関との連絡調整及び情報把握、被虐待児童の対応等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	里親対応専門員	里親等からの相談対応、委託児童の養育状況の把握等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	心理判定専門員	療育手帳の判定及び事後指導、発達相談に係る判定及び指導に関する補助的又は定型的な業務

子ども生活福祉部	児童相談所生活指導専門員	入所児童の生活指導及び学習指導、健康管理、入所受入れ等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	学習指導専門員	入所児童の個々の学力に応じた学習の指導等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	非行相談専門員	非行児童又はその保護者に対する指導、訪問支援等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	平和祈念資料館学芸員	資料の調査、収集、整理等に関する補助的又は定型的な業務
子ども生活福祉部	八重山平和祈念館学芸員	展示物及び資料の収集、保存、管理等に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	医療安全相談員	患者又はその家族からの医療に関する苦情又は相談への対応に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	医療従事者養成校等支援相談員	医療従事者養成校等の指導、監督等に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	精神医療診療報酬明細書審査員	精神医療に係る診療報酬明細書の点検、過誤調整等に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	結核医療診療報酬明細書審査員	結核医療に係る診療報酬明細書の点検等に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	後期高齢者医療給付専門指導員	後期高齢者の医療と介護の給付調整等レセプトに関する保険者等からの相談対応及び保険医療機関等指導監査に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	国民健康保険医療給付専門指導員	保険医療給付適正化対策の実施に関する保険者への助言、給付に関する被保険者等からの相談対応等に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	放射能調査員	原子力軍艦の入港や核爆発実験時等の環境放射能汚染調査研究に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	環境保全指導員	環境保全に関する法令に係る届出等の受付・審査、立入・監視パトロール等に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	県立看護大学看護教育支援専門員	授業の準備、学生への技術的指導等に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	県立看護大学保健業務専門員	学生及び職員の健康管理等に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	県立看護大学図書業務専門員	図書関係の収集、整理、閲覧、貸出、展示等に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	県立看護大学看護系大学間連携共同教育推進員	看護系大学間連携共同教育推進事業に係る基盤的取組、先端的取組等に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	がん登録業務補助員	がん登録に係る届出内容の確認、照会、調査等に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	地域移行支援専門相談員	精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導、精神障害者の地域移行及び定着のための専門研修等に関する補助的又は定型的な業務
保健医療部	ひきこもり相談支援専門員	ひきこもり者本人又は家族等からの相談及び訪問支援に関する補助的又は定型的な業務
農林水産部	食品表示調査・相談等事務	食品の品質に関する表示に係る巡回調査及び広報活

	補助員	動、事業者や消費者からの食品表示に係る相談対応等に関する補助的又は定型的な業務
農林水産部	農地調整事務補助員	農地転用事業の進捗状況の把握、転用許可を受けた土地の現地調査等に関する補助的又は定型的な業務
農林水産部	地域森林計画業務補助員	森林区域の確認調査、森林所有者調査等に関する補助的又は定型的な業務
農林水産部	漁港漁場業務員	県管理の漁港及び漁場施設の建設及び維持管理並びに漁港区域内の公有水面埋立に関する補助的又は定型的な業務
農林水産部	試験研究等業務専門員	各種試験研究に関する補助的又は定型的な業務
農林水産部	深層水技術業務員	海洋深層水の利活用技術に関する補助的又は定型的な業務
農林水産部	県立農業大学校実習助手	学生の実習等に関する補助的又は定型的な業務
農林水産部	ダム管理技術員	ダム管理事務所内における計器類の操作及び保守管理等に関する補助的又は定型的な業務
農林水産部	県営林管理業務補助員	県営林の管理、経営等に関する補助的又は定型的な業務
農林水産部	栽培技術業務補助員	栽培漁業の試験研究及び種苗生産に関する補助的又は定型的な業務
農林水産部 土木建築部	用地補償員	営業補償、建物補償、用地補償等に関する補助的又は定型的な業務
農林水産部 土木建築部	用地事務員	登記事務、調書等の作成、台帳整理、補償金の支払等に関する補助的又は定型的な業務
商工労働部	雇用推進員	雇用及び就職に関する情報の収集及び提供、雇用関係各種助成金の周知等に関する補助的又は定型的な業務
商工労働部	物産・観光相談員	県産品の紹介・あっせん等の相談、観光に関する紹介・誘客等の相談に関する補助的又は定型的な業務
商工労働部	研究業務専門員	研究開発及び技術支援に関する補助的又は定型的な業務
商工労働部	求人開拓支援員	訓練修了者に対する求人開拓、訓練生に対する就職指導等に関する補助的又は定型的な業務
商工労働部	巡回就職支援指導員	訓練受講者に対する就職指導、訓練受講者の就職状況の把握及び情報の収集等に関する補助的又は定型的な業務
商工労働部	障害者職業訓練支援者	知的障害者が職業生活を送るために必要な基本的労働習慣の習得に関する支援、指導等に関する補助的又は定型的な業務
商工労働部	障害者職業訓練補助員	知的障害者職業訓練生の技術習得の支援に関する補助的又は定型的な業務
商工労働部	障害者職業訓練コーディネーター	障害者委託訓練に関する個々の障害者の状況の把握及び情報の収集、委託先の開拓及び委託訓練カリキュラムのコーディネイト等に関する補助的又は定型的な業務
商工労働部	障害者職業訓練コーチ	障害者委託訓練の受講者に対する事前の訓練方針から訓練終了後の就職支援までの専門的・総合的な支

		援等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	広域スポーツセンター専任指導者	総合型地域スポーツクラブの設立及び運営に関する指導、助言等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	旅券発給業務員	旅券の発給に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学教育補助専門員	授業の準備、連絡調整等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学保健業務専門員	健康診断、健康相談、救急処置等保健管理に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学技術専門員	実習授業等に要する機械器具の操作、保守等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学事務業務補助員	学績管理、入試等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学図書業務専門員	図書・芸術資料の収集、整理、展示、保管等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学国際交流コーディネーター	留学生等の相談、助言及び援助並びに国際交流等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学就職支援アドバイザー	就職等の相談及び助言、就職ガイダンス等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学施設管理専門員	大学各施設及び敷地の維持管理、管理委託業務に係る連絡調整等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	博物館・美術館美術品調査員	県が収蔵する美術品及び収蔵を予定している美術品の調査に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	博物館・美術館美術品保存修復員	県が収蔵する美術品の保存及び修復並びに保存状態の調査及び管理に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	博物館・美術館学芸業務補助員	資料の調査、収集、整理、保存、修復、展示等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	博物館・美術館教育普及業務補助員	教育普及プログラムの調査及び策定、教育関係機関への学習支援、ボランティア活動等に関する補助的又は定型的な業務
土木建築部	建設業事務員	建設業許可等、紛争相談、国土交通省統計調査等に関する補助的又は定型的な業務
土木建築部	宅地建物取引業事務員	宅地建物取引業法に基づく各種申請・届出書に関する問い合わせへの対応、受付等に関する補助的又は定型的な業務
土木建築部	道路維持管理員	県が管理する道路の巡回、維持管理作業等に関する補助的又は定型的な業務
土木建築部	港湾管理員	船舶のための給水、港湾施設の点検及び軽易な維持補修等に関する補助的又は定型的な業務
出納事務局	会計事務指導員	かいの実地指導等に関する補助的又は定型的な業務

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(用地囑託員設置規程等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 用地嘱託員設置規程（昭和49年沖繩県訓令第2号）
- (2) 地籍調査嘱託員設置規程（昭和52年沖繩県訓令第19号）
- (3) 沖繩県放射能調査員設置規程（昭和54年沖繩県訓令第13号）
- (4) 援護事務相談員設置規程（昭和57年沖繩県訓令第4号）
- (5) 庁務嘱託員設置規程（昭和58年沖繩県訓令第4号）
- (6) 沖繩県女性相談員設置規程（昭和62年沖繩県訓令第7号）
- (7) 旅券発給業務嘱託員設置規程（昭和62年沖繩県訓令第20号）
- (8) 所有者不明土地管理嘱託員設置規程（昭和63年沖繩県訓令第23号）
- (9) 港湾管理員設置規程（昭和63年沖繩県訓令第25号）
- (10) 後期高齢者医療給付専門指導員設置規程（平成元年沖繩県訓令第14号）
- (11) 行政資料専門員設置規程（平成元年沖繩県訓令第16号）
- (12) 文書収発事務嘱託員設置規程（平成3年沖繩県訓令第9号）
- (13) 地理情報システム嘱託員設置規程（平成3年沖繩県訓令第12号）
- (14) 沖繩県生活保護診療報酬明細書審査員設置規程（平成5年沖繩県訓令第31号）
- (15) 沖繩県求人開拓嘱託員設置規程（平成7年沖繩県訓令第7号）
- (16) 沖繩県合同庁舎嘱託員設置規程（平成7年沖繩県訓令第8号）
- (17) 沖繩県女性相談所生活指導専門員設置規程（平成7年沖繩県訓令第13号）
- (18) 災害情報等受信・伝達業務等嘱託員設置規程（平成8年沖繩県訓令第35号）
- (19) 道路維持管理嘱託員設置規程（平成8年沖繩県訓令第36号）
- (20) 沖繩県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程（平成8年沖繩県訓令第42号）
- (21) 試験研究等業務嘱託員設置規程（平成9年沖繩県訓令第2号）
- (22) 税務事務嘱託員設置規程（平成9年沖繩県訓令第11号）
- (23) 沖繩県本庁舎管理嘱託員設置規程（平成9年沖繩県訓令第16号）
- (24) 北部職員住宅等管理嘱託員設置規程（平成10年沖繩県訓令第2号）
- (25) 八重山平和祈念館嘱託員設置規程（平成10年沖繩県訓令第26号）
- (26) 施設医療給付専門指導員設置規程（平成10年沖繩県訓令第49号）
- (27) 沖繩県物産・観光相談員設置規程（平成11年沖繩県訓令第12号）
- (28) 沖繩県行政オンブズマン調査員設置規程（平成11年沖繩県訓令第16号）
- (29) 沖繩県漁港漁場嘱託員設置規程（平成11年沖繩県訓令第21号）
- (30) 総合案内員設置規程（平成12年沖繩県訓令第12号）
- (31) 心理療法嘱託員設置規程（平成12年沖繩県訓令第18号）
- (32) 沖繩県工業技術センター嘱託研究員設置規程（平成12年沖繩県訓令第19号）
- (33) 児童虐待対応協力員設置規程（平成12年沖繩県訓令第24号）
- (34) 沖繩県雇用推進員設置規程（平成12年沖繩県訓令第34号）
- (35) 深層水技術嘱託員設置規程（平成13年沖繩県訓令第31号）
- (36) 栽培技術嘱託員設置規程（平成13年沖繩県訓令第57号）
- (37) 公有財産管理嘱託員設置規程（平成13年沖繩県訓令第69号）
- (38) 国民健康保険医療給付専門指導員設置規程（平成13年沖繩県訓令第87号）
- (39) 沖繩県地域森林計画業務嘱託員設置規程（平成15年沖繩県訓令第59号）
- (40) 沖繩県県営林管理嘱託員設置規程（平成15年沖繩県訓令第60号）
- (41) 沖繩県巡回就職支援相談員設置規程（平成15年沖繩県訓令第72号）
- (42) 沖繩県医療安全相談員設置規程（平成16年沖繩県訓令第15号）
- (43) 沖繩県若夏学院生活指導専門員設置規程（平成16年沖繩県訓令第17号）
- (44) 家庭支援専門相談員設置規程（平成16年沖繩県訓令第19号）
- (45) 里親対応専門員設置規程（平成16年沖繩県訓令第20号）
- (46) 児童指導員設置規程（平成16年沖繩県訓令第21号）
- (47) 家庭児童支援員設置規程（平成17年沖繩県訓令第44号）
- (48) 沖繩県情報技術嘱託員設置規程（平成18年沖繩県訓令第5号）
- (49) 民間非営利活動支援相談員設置規程（平成18年沖繩県訓令第6号）

- (50) 沖縄県県勢案内等嘱託員設置規程（平成18年沖縄県訓令第9号）
- (51) 心理判定嘱託員設置規程（平成18年沖縄県訓令第46号）
- (52) 沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程（平成18年沖縄県訓令第63号）
- (53) 児童扶養手当等認定事務員設置規程（平成19年沖縄県訓令第20号）
- (54) 沖縄県交通事故相談員設置規程（平成19年沖縄県訓令第43号）
- (55) 沖縄県就労促進指導員設置規程（平成20年沖縄県訓令第15号）
- (56) 児童相談所生活指導専門員設置規程（平成20年沖縄県訓令第17号）
- (57) 精神医療診療報酬明細書審査員設置規程（平成20年沖縄県訓令第18号）
- (58) 待機児童対策特別事業指導員設置規程（平成20年沖縄県訓令第43号）
- (59) 沖縄県面接相談員設置規程（平成21年沖縄県訓令第53号）
- (60) 有料老人ホーム専門指導員設置規程（平成22年沖縄県訓令第1号）
- (61) 庁内印刷業務嘱託員設置規程（平成22年沖縄県訓令第8号）
- (62) 沖縄県生活保護認定等事務適正化調査員設置規程（平成23年沖縄県訓令第62号）
- (63) 学習指導嘱託員設置規程（平成23年沖縄県訓令第63号）
- (64) 美術品調査嘱託員設置規程（平成23年沖縄県訓令第104号）
- (65) 美術品保存修復嘱託員設置規程（平成23年沖縄県訓令第105号）
- (66) 博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程（平成23年沖縄県訓令第106号）
- (67) 博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程（平成23年沖縄県訓令第107号）
- (68) 沖縄県広域スポーツセンター専任指導者設置規程（平成23年沖縄県訓令第110号）
- (69) 沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員設置規程（平成24年沖縄県訓令第9号）
- (70) 沖縄県介護扶助適正化支援員設置規程（平成24年沖縄県訓令第11号）
- (71) 農地調整事務嘱託員設置規程（平成24年沖縄県訓令第27号）
- (72) 沖縄県生活保護医療扶助相談・指導員設置規程（平成24年沖縄県訓令第47号）
- (73) 沖縄県立看護大学看護系大学間連携共同教育推進嘱託員設置規程（平成24年沖縄県訓令第49号）
- (74) 沖縄県介護給付適正化支援員設置規程（平成25年沖縄県訓令第21号）
- (75) 沖縄県障害者職業訓練コーチ設置規程（平成25年沖縄県訓令第58号）
- (76) 広域相談専門員設置規程（平成26年沖縄県訓令第2号）
- (77) 建設業事務嘱託員設置規程（平成26年沖縄県訓令第48号）
- (78) 沖縄県地域がん登録嘱託員設置規程（平成26年沖縄県訓令第59号）
- (79) 沖縄県生活保護世帯学習支援専門員設置規程（平成26年沖縄県訓令第64号）
- (80) 沖縄県適正保護推進員設置規程（平成26年沖縄県訓令第65号）
- (81) 沖縄県介護サービス事業者等指導・支援員設置規程（平成26年沖縄県訓令第70号）
- (82) 総務事務嘱託員設置規程（平成26年沖縄県訓令第105号）
- (83) 年金専門嘱託員設置規程（平成26年沖縄県訓令第106号）
- (84) 私立高等学校等授業料軽減業務嘱託員設置規程（平成27年沖縄県訓令第14号）
- (85) 沖縄県三重城合同庁舎嘱託員設置規程（平成27年沖縄県訓令第18号）
- (86) 児童生活支援嘱託員設置規程（平成27年沖縄県訓令第20号）
- (87) 個別対応嘱託員設置規程（平成27年沖縄県訓令第21号）
- (88) 調理嘱託員設置規程（平成27年沖縄県訓令第22号）
- (89) 沖縄県医療従事者養成校等支援相談員設置規程（平成27年沖縄県訓令第23号）
- (90) 結核医療診療報酬明細書審査員設置規程（平成27年沖縄県訓令第24号）
- (91) 沖縄県地域移行支援専門相談員設置規程（平成27年沖縄県訓令第25号）

沖縄県訓令第6号

保 健 医 療 部

沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立看護大学嘱託員設置規程（平成11年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

沖縄県立看護大学学校医設置規程

第1条を次のように改める。
（設置）

第1条 沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）の学生の健康保持を図るため、大学に学校医を設置する。

第2条中「前条各号に規定する嘱託員（以下「嘱託員」という。）」を「学校医」に改める。

第3条を次のように改める。

（職務）

第3条 学校医は、学生の健康管理に関する計画に助言し、及び学生の健康について必要な指導助言を行う。

第4条第1項を次のように改める。

学校医は、医師のうちから知事が委嘱する。

第4条第2項中「嘱託員」を「学校医」に改める。

第5条中「嘱託員」を「学校医」に改める。

第6条第1項中「嘱託員」を「学校医」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 学校医の勤務日数は1年につき24日以内とし、勤務日及び勤務時間は学長が別に定める。

第6条第3項を削る。

第7条、第8条各号列記以外の部分及び同条第3号並びに第9条中「嘱託員」を「学校医」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第7号

沖縄県立看護大学

沖縄県立看護大学島しょ・へき地地域包括ケアシステム構築支援嘱託員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県立看護大学島しょ・へき地地域包括ケアシステム構築支援嘱託員設置規程を廃止する訓令

沖縄県立看護大学島しょ・へき地地域包括ケアシステム構築支援嘱託員設置規程（平成26年沖縄県訓令第111号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第8号

農 林 水 産 部

沖縄県立農業大学校

沖縄県立農業大学校嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県立農業大学校嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立農業大学校嘱託員設置規程（昭和56年沖縄県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県立農業大学校舎監設置規程

第1条中「沖縄県立農業大学校」の次に「（以下「学校」という。）」を加え、「実習助手及び舎監（以下「実習助手等」という。）」を「学校に舎監」に改める。

第2条の見出しを「（身分）」に改め、同条第1項中「実習助手等」を「舎監」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第3条第1項を削り、同条第2項中「校長」を「学校の長（以下「校長」という。）」に、「沖縄県立農業大学校」を「学校」に改め、同項を同条とする。

第6条を削る。

第5条第2項を削り、同条第1項中「実習助手等」を「舎監」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

舎監の勤務場所は、沖縄県立農業大学校とする。

第5条を第6条とする。

第4条中「報酬及び費用弁償の」を「舎監の報酬及び費用弁償の」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（委嘱及び委嘱期間）

第4条 舎監は、知事が委嘱する。

2 舎監の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、農林水産部営農支援課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

第10条中「の施行」を「に定めるもののほか、舎監」に、「事項は、」の次に「校長が」を加え、同条を第11条とする。

第9条中「実習助手等」を「舎監」に改め、第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

第9条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「舎監は、」の次に「勤務が終了したときは、」を加え、「、勤務終了後直ちに校長に提示しその」を「て、その都度校長の」に改め、同条第2項中「勤務時間」を「舎監は、勤務時間」に、「場合は、」を「ときは、前項の規定にかかわらず、」に、「引継ぎ」を「舎監日誌を引き継ぎ」に、「確認を受けるものとする」を「校長の確認を受けなければならない」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「非常災害」を「非常時」に改め、同条中「又は消防署」を「、消防署」に、「若しくはその他の」を「又は」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（服務）

第7条 舎監は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 舎監は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 舎監は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 舎監は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第9号

商 工 労 働 部

沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部を改正する訓令
沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程（平成16年沖縄県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県障害者職業訓練アドバイザー設置規程

第1条中「職業能力開発校」を「沖縄県立具志川職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）」

に改め、「図るため、」の次に「職業能力開発校に」を加え、「、職業訓練支援者及び訓練補助員」を削り、「アドバイザー等」を「アドバイザー」に改める。

第2条中「アドバイザー等」を「アドバイザー」に改める。

第3条第1項中「障害者職業訓練アドバイザー」を「アドバイザー」に、「勤務場所の所属長」を「具志川職業能力開発校の長（以下「校長」という。）」に改め、同項第1号及び第2号中「、指導」を「及び指導」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第4条を削る。

第5条第1項中「アドバイザー等は」を「アドバイザーは、」に改め、同条第2項中「アドバイザー等」を「アドバイザー」に改め、同条第3項中「のうえ、委嘱期間を更新することができる」を「するものとする」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「アドバイザー等」を「アドバイザー」に改め、同条を第5条とする。

第7条第2項を削り、同条第1項中「障害者職業訓練アドバイザー」を「アドバイザー」に、「、月16日」を「月16日」に、「、勤務場所の所属長」を「校長」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

アドバイザーの勤務場所は、具志川職業能力開発校とする。

第7条第3項中「障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者」を「アドバイザー」に改め、「の適用」を「の規定の適用」に改め、同条第4項を削り、同条を第6条とする。

第8条中「アドバイザー等」を「アドバイザー」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「アドバイザー等」を「アドバイザー」に、「認められた」を「認めた」に、「であっても」を「でも」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「アドバイザー等」を「アドバイザー」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第10号

文化観光スポーツ部

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程（昭和61年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 学生等の保健管理及びカウンセリング等を実施するため、沖縄県立芸術大学（以下「大学」という。）に、学校医及びスクールカウンセラー（以下「嘱託員」という。）を設置する。

第3条を次のように改める。

（職務）

第3条 嘱託員は、大学の学長（以下「学長」という。）の指揮を受けて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務を行う。

- (1) 学校医 学生の健康管理に関する計画に助言し、及び学生の健康について必要な指導助言を行う。
- (2) スクールカウンセラー 学生等のカウンセリング、助言、援助等に関する業務

第4条第1項を次のように改める。

嘱託員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学校医 医師
- (2) スクールカウンセラー 前条第2号に規定する業務に関する知識及び経験を有する者

第6条第2項及び第3項を次のように改める。

2 学校医の勤務日数は1年につき24日以内、スクールカウンセラーの勤務日数は1年につき48日以内とし、勤務日及び勤務時間は、学長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43

号)の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

第6条第4項を削る。

第9条中「大学の学長」を「学長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第11号

土 木 建 築 部
沖縄県南部土木事務所

儀間ダム操作規程を次のように定める。

平成28年 3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

儀間ダム操作規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、河川法（昭和39年法律第167号）第14条第1項の規定に基づき、儀間ダム（以下「ダム」という。）の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒3.0立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

第4条 貯水池の水位は、ダムの取水塔に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

第5条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高57.6メートルとする。

(洪水時最高水位)

第6条 貯水池の洪水時最高水位は、標高59.0メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高57.6メートルから標高59.0メートルまでの容量130,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高49.1メートルから標高57.6メートルまでの容量415,000立方メートルのうち最大310,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第9条 水道用水の供給は、標高49.1メートルから標高57.6メートルまでの容量415,000立方メートルのうち最大105,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

第10条 沖縄県南部土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) ダムへの流入量が毎秒3.0立方メートルを超えると予想されるとき。

(2) 台風が中心が東経125度から132度までの範囲において北緯23度以北に接近し、久米島の一部がその暴風域内に入るおそれがあるとき。

(3) 沖縄気象台から降雨に関する警報（土砂災害に係るものを除く。）が発せられたとき。

(4) その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集に関し必要な措置

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が平常時最高貯水位を超える場合においては、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を平常時最高貯水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めたときは、これを解除しなければならない。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第15条 ダムによって貯留された流水は、この訓令に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

(1) 第21条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項各号のいずれか該当する場合の放流量の限度は、毎秒1.42立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第17条 所長は、流水の正常な機能の維持のために必要があると認めたときは、別表第2に定める地点及び期間に応じた同表に定める水量を確保するよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第18条 所長は、水道用水の供給のために必要があると認める場合には、ダム地点において日最大1,600立方メートルの水量を取水可能ならしめるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第19条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するために必要があると認めたときは、別表第1に掲げる関係機関（沖縄気象台を除く。）に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第20条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、別に定める。

(計測、点検及び整備)

第21条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つために必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の計測、点検及び整備を行うための基準を定めなければならない。

(観測)

第22条 所長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の観測について準用する。

(記録)

第23条 所長は、ゲート等を操作し、第21条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、その結果を記録しなければならない。

(雑則)

第24条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、土木建築部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第11条、第19条関係）

関 係 機 関

名称	担当機関
沖縄県	土木建築部河川課
久米島町	総務課
那覇警察署	久米島交番
久米島町消防本部	総務課
沖縄气象台	予報課

別表第2 (第17条関係)

地点	期間	必要水量	必要水量内訳			
			灌漑用水	水道用水	工業用水	維持用水
ダム地点	1月1日から4月30日まで	0.0317m ³ /s	0.0062m ³ /s	0.0185m ³ /s	—	0.0070m ³ /s
	5月1日から5月31日まで	0.0337m ³ /s	0.0082m ³ /s	0.0185m ³ /s	—	0.0070m ³ /s
	6月1日から6月30日まで	0.0379m ³ /s	0.0124m ³ /s	0.0185m ³ /s	—	0.0070m ³ /s
	7月1日から7月31日まで	0.0420m ³ /s	0.0165m ³ /s	0.0185m ³ /s	—	0.0070m ³ /s
	8月1日から8月31日まで	0.0461m ³ /s	0.0206m ³ /s	0.0185m ³ /s	—	0.0070m ³ /s
	9月1日から9月30日まで	0.0441m ³ /s	0.0186m ³ /s	0.0185m ³ /s	—	0.0070m ³ /s
	10月1日から10月31日まで	0.0399m ³ /s	0.0144m ³ /s	0.0185m ³ /s	—	0.0070m ³ /s
	11月1日から11月30日まで	0.0379m ³ /s	0.0124m ³ /s	0.0185m ³ /s	—	0.0070m ³ /s
	12月1日から12月31日まで	0.0358m ³ /s	0.0103m ³ /s	0.0185m ³ /s	—	0.0070m ³ /s
山田橋地点	1月1日から4月30日まで	0.0252m ³ /s	0.0033m ³ /s	—	0.0069m ³ /s	0.0150m ³ /s
	5月1日から5月31日まで	0.0244m ³ /s	0.0044m ³ /s	—	0.0050m ³ /s	0.0150m ³ /s
	6月1日から6月30日まで	0.0266m ³ /s	0.0066m ³ /s	—	0.0050m ³ /s	0.0150m ³ /s
	7月1日から7月31日まで	0.0288m ³ /s	0.0088m ³ /s	—	0.0050m ³ /s	0.0150m ³ /s
	8月1日から8月31日まで	0.0310m ³ /s	0.0110m ³ /s	—	0.0050m ³ /s	0.0150m ³ /s
	9月1日から9月30日まで	0.0299m ³ /s	0.0099m ³ /s	—	0.0050m ³ /s	0.0150m ³ /s
	10月1日から10月31日まで	0.0277m ³ /s	0.0077m ³ /s	—	0.0050m ³ /s	0.0150m ³ /s
	11月1日から11月30日まで	0.0266m ³ /s	0.0066m ³ /s	—	0.0050m ³ /s	0.0150m ³ /s
	12月1日から12月31日まで	0.0255m ³ /s	0.0055m ³ /s	—	0.0050m ³ /s	0.0150m ³ /s

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第1号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第19条に次の2号を加える。

- (10) 犯罪捜査の支援に関すること。
- (11) 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。

第22条中「次の」を「窃盗犯の捜査に関する」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第2号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表那覇警察署の部真嘉比交番の項中

那覇市真嘉比1丁目	那覇市真嘉比1丁目、真嘉比2丁目、真嘉比3丁目、字古島、古島1丁目、古島2丁目、松島1丁目、松島2丁目
-----------	---

を

那覇市真嘉比2丁目

那覇市字古島、古島1丁目、古島2丁目、真嘉比1丁目、真嘉比2丁目、真嘉比3丁目、松島1丁目、松島2丁目

に、同部儀間駐在所の項中「久米島町字儀

間、字山城、字銭田、字島尻、字嘉手苺」を「久米島町字嘉手苺、字真我里、字銭田、字山城、字儀間」に改め、同部謝名堂駐在所の項中「久米島町字謝名堂、字奥武、字比嘉、字真我里、字宇根、字真泊、字真謝、字阿嘉」を「久米島町字阿嘉、字真謝、字宇根、字奥武、字謝名堂、字比嘉、字島尻」に改め、同部久米島仲泊駐在所の項中「久米島町字仲泊、字鳥島、字大田、字兼城、字西銘、字久間地、字北原、字大原」を「久米島町字西銘、字北原、字大原、字鳥島、字仲泊、字大田、字兼城」に改め、同表豊見城警察署の部豊見城中央交番の項中「豊見城市字上田、字渡嘉敷、字豊見城、字宜保、字真玉橋、字嘉数、字長堂、字金良、字饒波、字高安、字根差部、字我那覇、字名嘉地、字瀬長、字田頭、字伊良波」を「豊見城市字豊見城、字宜保、字我那覇、字名嘉地、字田頭、字瀬長、字伊良波、字上田、字渡嘉敷、字保栄茂、字高嶺、字平良、字高安、字饒波、字金良、字長堂、字嘉数、字真玉橋、字根差部」に改め、同部豊見城駐在所の項を削り、同表沖縄警察署の部コザ交番の項中「沖縄市胡屋一丁目」を「沖縄市胡屋二丁目」に改め、同表うるま警察署の部安慶名交番の項中「うるま市字安慶名」を「うるま市安慶名一丁目」に改め、「字安慶名」の次に「安慶名一丁目、安慶名二丁目、安慶名三丁目」を加え、同部屋慶名交番の項中「うるま市与那城屋慶名、与那城饒辺、与那城屋平、与那城中央、与那城安勢理、与那城照間」を「うるま市勝連南風原、与那城照間、与那城西原、与那城、与那城饒辺、与那城屋慶名、与那城安勢理、与那城中央、与那城屋平」に改め、同部南原駐在所の項を削り、同表石川警察署の部白浜交番の項中「うるま市石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川、石川一丁目、石川二丁目、石川伊波、石川嘉手苺、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目」を「うるま市石川、石川東恩納、石川東恩納崎、石川伊波、石川嘉手苺、石川山城、石川楚南、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川一丁目、石川二丁目」に改め、同部東恩納駐在所の項を削り、同表本部警察署の部謝花駐在所の項を削り、同部山川駐在所の項中「本部町字山川、字備瀬、字石川、字豊原、字新里」を「本部町字石川、字大堂、字浦崎、字嘉津宇、字北里、字具志堅、字新里、字謝花、字豊原、字備瀬、字古島、字山川」に改め、同表宮古

島警察署の部中	西交番	宮古島市平良字下里	宮古島市平良字下里の一部、字西里の一部、字久貝、字松原、字西仲宗根の一部、字荷川取の一部、字東仲宗根の一部	を
	東交番	宮古島市平良字東仲宗根	宮古島市平良字東仲宗根の一部、字東仲宗根添、字西里の一部、字下里の一部、字西仲宗根の一部	
	伊良部交番	宮古島市伊良部字前里添	宮古島市伊良部字前里添、字佐和田、字池間添	

「

平良交番	宮古島市平良字西里	宮古島市平良字大浦、字久貝、字下里、字荷川取、字西里、字西仲宗根、字西原、字東仲宗根、字東仲宗根添、字松原
------	-----------	---

」

に改め、同部西原駐在所の

項を削り、同部福嶺駐在所の項の次に次のように加える。

佐良浜駐在所	宮古島市伊良部字前里添	宮古島市伊良部字池間添、字佐和田、字前里添
--------	-------------	-----------------------

別表八重山警察署の部大川交番の項中「石垣市字大川、字登野城、字大浜の一部、字平得の一部、字真栄里の一部、美崎町」を「石垣市字登野城、字大川、美崎町、字平得の一部、字真栄里の一部、字大浜の一部」に改め、「八島町二丁目」の次に「南ぬ浜町」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表那覇警察署の部真嘉比交番の項、謝名堂駐在所の項及び久米島仲泊駐在所の項の改正規定、同表沖縄警察署の部コザ交番の項の改正規定、同表うるま警察署の部安慶名交番の項の改正規定並びに同表八重山警察署の部大川交番の項の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第3号

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「221人」を「225人」に改め、同条第2号中「64人」を「62人」に改め、同条第3号中「16人」を「14人」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第4号

沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年沖縄県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法

律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カード」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 条例第14条第2項に規定する本人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを示す書類で実施機関の規則等で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 法定代理人が開示請求をするとき 戸籍謄本その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)及び法定代理人自身であることを証明するために必要な書類
- (2) 本人の委任による代理人が保有特定個人情報の開示請求をするとき 本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類

第5条第4項中「前項に規定する法定代理人」を「前項第1号の法定代理人自身であること又は前項第2号の本人の委任による代理人」に改め、同条第5項中「法定代理人が」を「保有個人情報に係る本人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。)が」に、「法定代理人自身」を「代理人自身」に改め、同条第6項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第11条第3項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第1号様式中

(1) 基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	を
	<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 住所・居所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	
	<input type="checkbox"/> その他 ()				

(1) 基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別	に改める。
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 住所・居所	<input type="checkbox"/> 電話番号	
	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ()				

第2号様式中「保有個人情報開示請求書」を「^(表)保有個人情報開示請求書」に、「法定代理人記入欄」を「代理人記入欄」に、

3 本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
---------	---

を

3 代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人(保有特定個人情報の請求の場合に限る。)
----------	---

に改め、同様式中注5を注6とし、注4の次に次のように加える。

5 開示請求をする者が当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人である場合は、本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに代理人自身であることを証明するために必要な書類として、注1又は注3の書類の提出が必要です。

第2号様式中

「<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()

を

「^(裏)

<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
-------	---

法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人の委任による代理人の確認	<input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書

に改める。

第11号様式中「規程」を「規定」に改める。

第14号様式中「保有個人情報訂正請求書」を「^(表)保有個人情報訂正請求書」に、「法定代理人記入欄」を「代理人記入欄」に、

3 本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
---------	---

を

3 代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報の請求の場合に限る。）
----------	---

に改め、同様式中注5の次に次のように加える。

6 訂正請求をする者が当該訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人である場合は、本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに代理人自身であることを証明するために必要な書類として、注2又は注4の書類の提出が必要です。

第14号様式中

「<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()

を

「^(裏)
<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人の委任による代理人の確認	<input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書

に改める。

第21号様式中「保有個人情報利用停止請求書」を「^(表)保有個人情報利用停止請求書」に改め、同様式中「第37条」の次に「（保有特定個人情報の利用停止請求については、条例第37条の2）」を加え、同様式中「法定代理人記入欄」を「代理人記入欄」に、

3 本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
---------	---

を

3 代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報の請求の場合に限る。）
----------	---

に改める。

第21号様式中注4の次に次のように加える。

5 利用停止請求をする者が当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人である場合は、本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに代理人自身であることを証明するために必要な書類として、注1又は注3の書類の提出が必要です。

第21号様式中

「<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()

を

「 (裏)

<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人の委任による代理人の確認	<input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年3月29日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に改正前の沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、なおこれを使用することができる。

沖縄県公安委員会規則第5号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

沖縄県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条第3項の」の次に「規定による」を加える。

第4条中「第5条第4項の」の次に「規定による」を加える。

第7条第1項中「第7条第2項の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「法第23条第1項又は法第25条第2項第2号の」を「法第23条第3項の規定による」に改め、同条第3項中「法第24条第1項又は法第25条第2項第3号の」を「法第24条第2項の規定による」に改める。

第9条第1項中「第8条第2項の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「第9条第3項の」の次に「規定による」を加え、同条第3項中「又は法第25条第2項第1号の」を「の規定による」に改める。

第10条中「第2項の」の次に「規定による」を加える。

第11条中「法第21条第1項の」の次に「規定による」を加え、「同条第3項の規定により」を削り、「身分証明書（様式第16号）を」の次に「関係者に」を加える。

様式第2号中「内閣府沖縄総合事務局陸運事務所長」を「沖縄県知事」に改め、同様式備考中「A4判」を「A列4番」に改める。

様式第4号中「内閣府沖縄総合事務局陸運事務所長」を「沖縄県知事」に改める。

様式第5号中「内閣府沖縄総合事務局陸運事務所長」を「沖縄県知事」に、「2 営業停止命令の内容等」

を「2 営業停止命令の内容等
別紙のとおり」に改め、同様式別紙に備考として次のように加える。

備考 その他参考事項欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

様式第6号、様式第12号及び様式第13号中「内閣府沖縄総合事務局陸運事務所長」を「沖縄県知事」に改める。

様式第14号中「内閣府沖縄総合事務局陸運事務所長」を「沖縄県知事」に改め、同様式別紙に備考として次のように加える。

備考 その他参考事項欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。

附 則

この規則は、平成28年3月29日から施行する。

沖縄県公安委員会告示第25号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準を次のように定める。

平成28年3月29日

沖縄県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準

(趣旨)

第1条 この告示は、沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく行政処分を行った場合における公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる行政処分)

第2条 公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し
- (2) 法第22条第1項又は法第25条第2項第1号の規定による指示処分（公安委員会が行うものに限る。）
- (3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
- (4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、公表を行わないものとする。

- (1) 法第7条第2項、法第23条第3項若しくは法第24条第2項の規定による同意又は法第23条第2項の規定による要請に際し、沖縄県知事から処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- (2) 公安委員会において処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合

(公表の内容)

第3条 公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 認定証番号
- (2) 公表対象処分を受けた自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市区町村
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第4条 公安委員会は、公表対象処分を行った場合は、次に掲げる方法により公表を行うものとする。

- (1) 沖縄県警察本部警察情報センターに別記様式を備え付け、閲覧に供する方法
- (2) 沖縄県公安委員会及び沖縄県警察のホームページに別記様式を掲載する方法

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。

附 則

この告示は、平成28年 3月29日から施行する。

別記様式

被 処 分 者	認定証番号	
	自動車運転代行業者の名称又は記号	
	主たる営業所が所在する市区町村	
処分年月日		年 月 日
処分内容		
処分理由		
根拠法令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

- 備考 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。
 2 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載すること。

沖縄県警察本部告示第 1 号

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 3月29日

沖縄県警察本部長 加 藤 達 也

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年沖縄県警察本部告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第 1 項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 条例第14条第 2 項に規定する本人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを示す書類で実施機関の規則等で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 法定代理人が開示請求をするとき 戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前 30日以内に作成されたものに限る。）及び法定代理人自身であることを証明するために必要な書類
- (2) 本人の委任による代理人が保有特定個人情報の開示請求をするとき 本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類

第 4 条第 4 項中「前項に規定する法定代理人」を「前項第 1 号の法定代理人自身であること又は前項第 2 号の本人の委任による代理人」に改め、同条第 5 項中「法定代理人が」を「保有個人情報に係る本人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）が」に、「法定代理人自身」を「代理人自身」に改め、同条第 6 項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第10条第 3 項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第 1 号様式中

(1)基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	を
	<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 住所・居所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	
」					
(1)基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別	に改める。
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 住所・居所	<input type="checkbox"/> 電話番号	

<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> その他 ()
--------------------------------	----------------------------------

第2号様式中「保有個人情報開示請求書」を「 (表) 保有個人情報開示請求書」に、「法定代理人記入欄」を「代理人記入欄」に、

3 本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
---------	---

を

3 代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 (保有特定個人情報の請求の場合に限る。)
----------	--

に改め、同様式中注5を注6とし、注4の次に次のように加える。

5 開示請求をする者が当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人である場合は、本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに代理人自身であることを証明するために必要な書類として、注1又は注3の書類の提出が必要です。

第2号様式中

「<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()

を

「 (裏)
<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人の委任による代理人の確認	<input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書

に改める。

第14号様式中「保有個人情報訂正請求書」を「 (表) 保有個人情報訂正請求書」に、「法定代理人記入欄」を「代理人記入欄」に、

3 本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
---------	---

を

3 代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 (保有特定個人情報の請求の場合に限る。)
----------	--

に改め、同様式中注5の次に次のように加える。

6 訂正請求をする者が当該訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人である場合は、本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに代理人自身であることを証明するために必要な書類として、注2又は注4の書類の提出が必要です。

第14号様式中

「<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

--	--

(施行期日)

1 この告示は、平成28年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、なおこれを使用することができる。

正 誤

平成28年3月22日付け公報定期第4430号登載の「教育長の営利を目的とする私企業への従事等の制限に関する規則（沖縄県人事委員会規則第7号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
9	下から4	任命権者	教育委員会

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--